平成２６年（フ）第２０６号
静岡市葵区産女1088番地の１　産女荘、旧住所静岡市清水区楠270番地の６
債務者　斉藤　清美
１　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
５　免責審尋期日　平成26年９月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０７号
静岡市葵区産女1088番地の１　産女荘、旧住所静岡市清水区楠270番地の６
債務者　斉藤　瑞季
１　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
５　免責審尋期日　平成26年９月８日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第２６号
茨城県常総市水海道天満町1635番地の３
破産者　茨城ビジネスサービス株式会社
１　決定年月日　平成26年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第３４３号
札幌市白石区北郷２条７丁目５番１号
破産者　株式会社鳥勝
１　決定年月日　平成26年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５７号
千葉県東金市家徳23―６、登記簿上の本店所在地千葉県山武郡横芝光町小田部482番地
破産者　ツバサ工業株式会社
１　決定年月日　平成26年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第３０号
川崎市幸区小倉５丁目32番１―403号
破産者　有限会社エムアイテック
１　決定年月日　平成26年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１８２号
富山県氷見市伊勢大町２丁目９番34号
破産者　株式会社藤波酒造
１　決定年月日　平成26年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１３号
長野県松本市寿北５丁目15番28号
破産者　オールインテグレーション株式会社
１　決定年月日　平成26年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１５７６号
名古屋市瑞穂区大喜新町４丁目４番地
破産者　有限会社サムカンパニー
１　決定年月日　平成26年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８９０号
大阪府寝屋川市日之出町５番13―202号
破産者　株式会社フィールドＭａｃ
１　決定年月日　平成26年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６２４号
神戸市須磨区大池町４丁目１番37号
破産者　株式会社大村鉄工所
１　決定年月日　平成26年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５８１号
兵庫県加古川市尾上町口里606番地
破産者　株式会社岩城通商
１　決定年月日　平成26年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５８２号
兵庫県加古川市尾上町口里606番地、登記簿上の本店所在地兵庫県加古川市尾上町池田333番地
破産者　株式会社アイ・ティー・エスコーポレーション
１　決定年月日　平成26年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５８３号
兵庫県加古川市尾上町口里609番地
破産者　有限会社アイティーエス
１　決定年月日　平成26年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第５９号
兵庫県姫路市飾東町唐端新73番地の55
破産者　株式会社ペトロバイオ
１　決定年月日　平成26年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２２３号
北九州市若松区向洋町43番１
破産者　アジア特殊製鋼株式会社
１　決定年月日　平成26年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１３８号
佐賀県鹿島市大字納富分1385番地
破産者　有限会社有森産業運輸
１　決定年月日　平成26年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第６０２号
宮城県塩竈市清水沢３丁目33番６号
破産者　有限会社斉藤プラント工業
１　決定年月日　平成26年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６０号
秋田県由利本荘市西目町西目字釜ケ沢54番地１
破産者　有限会社中沢アグリ
１　決定年月日　平成26年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第４３号
山形県新庄市五日町1175番地３
破産者　有限会社アズテック
１　決定年月日　平成26年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第１１３１号
東京都三鷹市上連雀３丁目２番３号
破産者　上野　秀一
１　決定年月日　平成26年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部